

# 兵庫県公報

平成19年12月14日 金曜日 第1936号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 告 示

	ページ
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○保安林の指定解除（同）	1
○昭和61年兵庫県告示第701号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	2
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	2

### 公 告

○寄附者の顕彰（秘書課）	2
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
○大規模小売店舗の新設に関する届出（まちづくり課）	7

## 告 示

### 兵庫県告示第1254号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区神坂字奥谷469の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 兵庫県告示第1255号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
加古川市平岡町新在家字明神2293の1・2293の74（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
風致の保存

## 3 解除の理由

用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、東播磨県民局地域振興部加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第 1256 号

昭和61年兵庫県告示第701号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表河谷(2)の項中「1183の3」の右に「、1127番から1135番まで、1127番から1129番に至る地先の無番地」を加える。

## 兵庫県告示第 1257 号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、三田市天神土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏	名	住	所
理 事 長	植	田	悟	宝塚市安倉中4丁目7番22号
副理事長	植	良	正	三田市天神1丁目9番17号
同	寺	田	圭一	同 市天神3丁目21番3号
理 事	有	賀	良仁	同 市天神3丁目13番1号
同	植	良	貞夫	神戸市北区鹿の子台北町4丁目28番1号
同	門	野	圭三	三田市天神3丁目11番34号
同	兼	古	英雄	同 市富士が丘3丁目5番地208号
同	川	本	佳信	同 市天神3丁目31番2号
同	米	谷	健	同 市天神3丁目31番16号
同	塚	脇	幸男	同 市天神3丁目6番5号
同	宮	原	泰	同 市天神3丁目31番29号
同	山	門	喜久雄	同 市天神3丁目15番10号

## 公 告

## 寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 氏名及び住所

淡路日の出農業協同組合

淡路市

## 2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫まちづくりふれあい実行委員会

イ 代表者の氏名 杉原信雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島9丁目12番

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の一般市民に対し、駅周辺と地域の美化及び廃品回収事業、高齢者問題や雇用問題等の相談会開催事業、地域のふれあい祭・イベントや交流会の支援と企画開催事業を行い、地域の振興と豊かですみよいまちづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本心理カウンセラー協会

イ 代表者の氏名 前田大輔

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区伊川谷町有瀬859番地の1 エクセレンス雅202号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、日常レベルでの「心の健康問題」を考え、学び、協力しあえる場を提供するとともに専門家だけではなく、誰もが必要とする「心の知識・接し方」を広く一般に普及・啓発することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かたくり

イ 代表者の氏名 細見辰夫

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市春日町黒井1544番地の41

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人消化器健康医療研究機構

イ 代表者の氏名 田中紘一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区楠町7丁目5番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く消化器疾患医療に関する学術・疫学調査あるいは臨床研究の支援活動により高質なエビデンス(根拠)を創出する事業を行い、国際活動を通して医療水準の高揚と専門医の養成や地域医療も視野に入れた診療・治療・予防に関する医療連携の充実並びに医療の質の向上に貢献し、国民の健康に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご知的障害者自立就業支援ネット協生

イ 代表者の氏名 柿原新地

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市中川原町厚浜1110-1

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域住民が区別なく安心して暮らせるまちづくりと地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路シーマンズクラブ

イ 代表者の氏名 西 田 啓 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市飾磨区天神64番3

## エ 定款に記載された目的

この法人は、瀬戸内海域の地域住民、港湾利用者に対して、マリンスポーツの普及振興事業及び瀬戸内海域の環境保全・安全に関する事業を行い、全ての市民の大切な資源である瀬戸内海を中心とした活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人原始人の会

イ 代表者の氏名 池 田 孝 一

ウ 主たる事務所の所在地 加西市上万願寺町120番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して地域の活性化に関する事業を行い、豊かで住み良い地域づくりに寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人友遊結う

イ 代表者の氏名 西 村 勝 典

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区深江北町2丁目3番13号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域の中や地域と地域をつないだ人間関係の構築に関する事業を行い、子どもから高齢者まですべての地域住民がつながり、一人ひとりが自分らしいライフスタイルで貢献できるコミュニティづくりをすすめ、さらには青少年が健全に育つまちづくりに寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まるっと明石

イ 代表者の氏名 中 谷 謙 造

ウ 主たる事務所の所在地 明石市林1丁目2番5号アパートメントハオラ102号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、団塊の世代、高齢者、障害者に対して、情報通信技術（以下ITと略す）を活用して生きがい創造し、ITを活用した情報収集から地域福祉活動に積極参加ができるよう、地域情報誌の発行やインターネットを利用した情報発信に関するIT活用支援事業を行い、誰もがいきいきと暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

10 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人食の安全推進協議会

イ 代表者の氏名 高 澤 邦 彦

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市六湛寺町9番33号明水ビル4F

## エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての市民に対して食の安全安心に関する情報提供及び調査研究に関する事業を行い、誰もが安全で楽しい食生活スタイルを営むことができる、豊かで正しい社会環境の創造に寄与することを目的とする。

11 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人KOBE Creatives 協会

イ 代表者の氏名 小 倉 哲 也

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町山崎429-4

エ 定款に記載された目的

この法人は、芸術・伝統芸能・文化・伝統に携わる人や自ら作り手になりたい人に対して交流の場を設けて創作活動を支援する事業を行い、芸術・伝統芸能・文化・学術・ICT (Information and Communication Technology) をもって地域の人々や地域の振興や創造に、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人リレーライフひょうご

イ 代表者の氏名 岡 田 隆

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見台2丁目1111番地297

エ 定款に記載された目的

この法人は、臓器移植患者支援及び臓器移植について広く社会への普及啓発活動を行うことにより、臓器移植治療を必要とする方及びその家族の福祉の増進と多くの市民の健康で幸せな生活に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝たるみ

イ 代表者の氏名 黒 崎 勝 恵

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区陸ノ町9番23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民に対して、余暇活動支援事業を行い、また地域の高齢者や要支援者に対して給食・配食サービス事業及び日常生活支援事業を行うと共に、資源リサイクル活動支援事業及び公共施設の管理運営事業を行うことにより、潤いと活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。



## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人津名スポーツアシスト

イ 代表者の氏名 富岡 篤太郎

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市大谷915番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して淡路島内のグランド施設のサービス情報を提供し、またグランド使用に関して必要となる周辺サービスの情報を提供して、グランドを広く一般市民に使用してもらうとともに、淡路島内の産業活性化に資することを目的とする。また、公共施設利用の際の発生するゴミ等により地域住民の環境悪化対策を検討して地域住民と施設利用者の共存できるまちづくりの推進を図りながら、公園島としての淡路の魅力を広めるために、環境に対する監視、周知活動も併せて行う事により、環境に配慮したまちづくりに資することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ファンタジアム兵庫運河

イ 代表者の氏名 原田 義之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区高丸三丁目2番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市民や神戸を訪れる総ての人々に対し、観光資源としての兵庫運河の調査・研究、運河の活用・開発ビジョンの企画・提言、運河を活用した親水イベント事業、運河の環境保全事業、地場産品の企画・開発に関する事業を行い、人々の心に和みと癒しを提供し、市民・地域各種団体・企業・行政等の参画を求め、その実現に向けた要として機能し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人セーリング神戸

イ 代表者の氏名 山下 和雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区本山南町3丁目6番16-605号

エ 定款に記載された目的

人と人との繋がりが希薄になり、社会不安が深刻化してきた昨今、他者を理解するための機会を持つ重要性が説かれている。この法人は、広く県民に対して、ヨットに関する事業を通じて、正しいセーリング技術を普及させ、安全で快適なヨットライフを楽しめるように支援すると共に、セーリングを通じてコミュニケーションの大切さはもとより、海洋の魅力に触れ、自然保護活動及び環境保全促進を通して、県民の心身共に健康づくりに寄与する事を目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ

イ 代表者の氏名 大辻 利弘

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市神野町日岡苑25番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することができる総合型地域スポーツクラブの設立及び運営を行うとともに、市民が気軽に参加できるスポーツイベン

ト等を開催することにより、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自転車バイロロジー協会

イ 代表者の氏名 藤本 清孝

ウ 主たる事務所の所在地 明石市鳥羽78番地の64

エ 定款に記載された目的

この法人は、バイロロジー運動の理念に基づき、一般市民に対して、自転車の利用促進、安心安全な道路交通の確保や自転車駐車場の管理運営に関する事業を行い、スポーツの振興、環境の保全など地球と人にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸西助け合いネットワーク

イ 代表者の氏名 在里 俊一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区西落合2丁目1番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき、高齢者、障害者をはじめとする地域住民に対し生活支援及び福祉に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームプラザナフコ豊岡店

所在地 豊岡市下宮150-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

代表者の氏名 深町 勝義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

代表者の氏名 深町 勝義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年7月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,753平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

201台

(2) 駐輪場の収容台数

40台

(3) 荷さばき施設の面積

235平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

47.72立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

8 届出年月日

平成19年11月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年12月14日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年4月14日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号